

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	谷山地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 横山 幸二

再生委員会の構成員	谷山漁業協同組合，谷山漁協薩南海域延縄漁業者会，鹿児島市，鹿児島県
オブザーバー	

※ 再生委員会規約及び推進体制は別紙のとおり

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	鹿児島県鹿児島市谷山地区の一本釣漁業（9名），延縄漁業（3名），刺網漁業（アジ・カマス底刺網，カニ刺網，カレイ刺網）（8名），小型定置網漁業（4名），タコツボ漁業（1名），潜水器漁業（2名），ワカメ養殖（2名） 合計19名 *兼業が存在するため，合計とは一致しない。
-------------------	---

※ 策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<ul style="list-style-type: none"> ・当地区は鹿児島市の中部に位置しており、都市部であることから専門家は10人に満たず、漁業専業では経営が厳しいため遊漁船業を営むものも多い。 ・主な漁業種類は一本釣漁業、延縄漁業、刺網漁業、小型定置網漁業、潜水漁業等の小規模零細な漁船漁業であり、マダイ、マアジほか多種多様な魚類やウニ、ナマコ等を漁獲している。 ・漁協では市場を開設していないため、漁獲物は組合員が鹿児島中央卸売市場に直接出荷している。そのため、ほとんどの組合員は早朝、中央卸売市場に前日漁獲した魚介類を運び込み、出荷を終えてから出漁し、午前中に操業して、昼過ぎに帰港し、漁獲物の選別と保管、漁具の手入れを行うというパターンを繰り返している。翌朝出荷であるため、市場での価格が上がらないという課題があり、魚価向上のための出荷方法の改善や市場だけではなく直販所での販売を検討する必要がある。
--

(2) その他の関連する現状等

- ・当地区では昭和 40 年代の高度経済成長期に浅海域が埋め立てられ、それまで盛んに行われていた沿岸漁業も衰退していった。一方では、鹿児島市の海岸線を南北に貫く産業道路が整備され、その周辺には住宅地が開け人口も増加し県内では大消費地を抱える地区となっている。
- ・近年では、地産地消や安心安全な農林水産物、消費者の健康志向もあり、地元水産物も見直されている。
- ・このような中で平成 24 年 7 月、谷山漁協では、イベントの実施や直売所の運営を通し、錦江湾で漁獲される地魚を一般消費者や観光客に直販し、沿岸漁船漁業の所得向上を図ることを目的とした谷山漁協朝獲れ地魚直販グループを結成した。
- ・同グループは、地元の港で、毎月 1 回のおさかな市（直販市）を開催し活魚を主体に販売活動を実施し実績を積み上げている。
- ・この活動が評価され、平成 26 年 8 月、谷山漁協朝獲れ地魚直販グループは、鹿児島市がグリーン・ツーリズムを自主的・主体的に実践している団体等を登録する「鹿児島市グリーン・ツーリズム活動団体」に水産関係団体としては初めて登録（登録名は谷山漁協朝獲れ会）された。
- ・これにより、鹿児島市が整備し平成 27 年 3 月オープンした都市農村交流センターお茶の里（農林水産物の直販所）への水産物の出品依頼があり、谷山漁協では 6 次産業化を推進する上からも対応することとし、谷山漁協朝獲れ地魚直販グループの商品を中心に出品している。また、近隣の直販所等からも出品依頼の打診が来るようになっているところである。
- ・当地区は、鹿児島市の都市部に位置するため、遊漁船業を営む組合員も多く、将来的にブルー・ツーリズムを推進するための地盤は出来ている。
- ・このため、平成 26 年 11 月には、鹿児島県、鹿児島市と市内 5 漁協で組織する鹿児島地区水産業改良普及推進協議会が主催で試験的にブルー・ツーリズムの一環として地域の子供達を対象にした体験漁業を実施したところ反響がよく、今後の事業展開が期待されている。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

1 漁業世帯収入の向上

(1) 魚価向上

① 未利用魚、低利用魚の活用

- ・谷山地区地域水産業再生委員会は、先進的な直販所において、当地区では廃棄しているような雑魚や市場出荷しても値が安い魚を直販することで所得向上に大きな効果を上げているという事例を視察した。これを参考に、当地区でも雑魚といった未利用

魚を一般消費者に食べ方等を普及しながら販売したり、仔アジのような低利用魚を直販することで魚価の向上を図る。

②販路先の開拓

・市場ではほとんど取り扱われない魚（カタボシイワシ等）について、商談会への参加や先進地視察等により新たな販路先を開拓し、商品価値のなかった魚が所得向上につながるよう取り組む。

③鮮度保持対策

・漁獲物の鮮度保持に関する技術を地域内で普及し魚価の向上を図るとともに、活魚出荷を含めた新技術や関連設備導入を検討する。

(2)漁獲量の向上

①小型定置網の改良

・谷山地区地域水産業再生委員会は、小型定置網の漁具改良により水揚量が大幅に増加したという事例を視察した。これを参考に、当地区でも小型定置網の漁具改良（金庫網の設置、登網の改良）に取り組み漁獲量の向上を図る。

②水産資源の増大

・松木魚礁設置、マダイ・ヒラメ種苗放流等を継続して実施するとともに、広域漁場整備事業における増殖用魚礁設置によって水産資源の増大を図る。

(3)販路の強化と拡大

魚価向上対策において、市場での値が安いこと等により直販所等での販売が重要な取組となり、市場以外の販路の強化と拡大を図る必要がある。これについては、下記の段階を踏みながら実施し、最終的には漁協直営の水産物販売所を新設することで販路の強化と拡大を図る。

① おさかな市（直販市）の継続開催

・地元の港で、平成24年から毎月1回開催しているおさかな市（直販市）を継続して開催する。錦江湾で漁獲される地魚（未利用魚、低利用魚も含む）を一般消費者、特に地元住民に普及することにより、おさかな市で地魚を購入してもらうことはもとより、日常においても漁業者が出荷している地元の農林水産物の直販所でも購入してもらうことで、販路の強化を図る。

② 農林水産物の直販所等への出荷

・地元の農林水産物の直販所等への出荷の実績を積み上げることにより、消費者の地魚に対する認識の向上による消費拡大や、地魚の出荷体制の構築がなされ、それを基に近隣の直販所等との取引も徐々に拡大して行く。

③ 漁協直営の水産物販売所開設

・地元や近隣の直販所への出荷実績を基に、港湾利用計画の変更を見据えながら、産

業道路沿いの港湾用地に漁協事務所を併設した漁協直営の水産物販売所（レストランを含む）の新設を検討し実施する。これにより、漁協が魚価の底支えする等、主体性を持って魚価安対策に取り組むことが可能となる。

(4)その他

①ワカメ加工の取組

・当地区のワカメ養殖は、海洋環境の面から他の生産地に比べ収穫時期が遅く、旬を過ぎてしまうため市場では安値となってしまう。このため、収穫時期に影響を受けることのないよう乾燥ワカメ等に加工し、直販所等に出荷することで付加価値を高め所得向上を図る。なお、ワカメ加工については、養殖から加工、そして流通まで含めて鹿児島県水産技術開発センターの技術指導を仰ぐ。

②ブルー・ツーリズムの推進

・遊漁船登録業者の協力を得ながら、地域の子供達を対象にした体験漁業（定置網漁業、一本釣漁業）を実施する。ブルー・ツーリズムの実施による直接的な収入の向上は見込まないが、地域の子供達が体験漁業を実施することで、地元の魚の認知度が上がり、これによって消費が拡大し、もって所得の向上が図られる。

2 漁業コスト削減

(1)燃油のコスト削減

①船底掃除による燃油削減

・船底清掃を実施し燃油の消費量を削減する。

②減速航行による燃油削減

・減速航行を実施し燃油の消費量を削減する。

③機関換装による燃油削減

・省エネ推進機関を導入し燃費向上により燃油の消費量を削減する。

(2)出荷のコスト削減

①農林水産物の直販所への共同出荷の体制構築

・直販所への出荷について、出荷者が共同で行う体制を構築し出荷コストを削減する。

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその結果に関する担保措置

・鹿児島県漁業調整規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期間を設けるとともに、漁法等の制限を行っている。

・鹿児島海区漁業調整委員会指示により、マダイ・ヒラメの体長制限を設けている。

・漁協の漁業権行使規則により、採捕できる水産動物の操業期間と操業時間、漁具・漁場の制限を設けている。

※ プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記

載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

取組内容については、取組の進捗状況や得られた成果等を踏まえ必要に応じて見直すこととする。

1年目（平成28年度）以下の取組により漁業所得を基準年対比10%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>(1)魚価向上</p> <p>①未利用魚，低利用魚の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者は，これまで廃棄していた雑魚（アイゴ，タカノハダイ，イラ等）を丁寧に扱い直販所に出荷することとする。漁獲された雑魚は，船上で氷を打ち鮮度保持する。帰港後は，原則その日のうちに各漁業者が組合員の簡易な集荷施設に運び込み，小分けにしてパッキングし，漁業者が交替で直販所に搬入する。・漁協は，漁業者が水揚げした雑魚を出荷する直販所との連絡調整（魚種，出荷量，価格等）を行う。・漁協及び漁業者は，一般消費者に馴染みの少ない雑魚の食べ方を普及する。おさかな市（直販市）では，雑魚の試食やレシピの紹介を行うとともに，農林水産物の直販所ではそこでの販売促進イベントに合わせて同様の活動を実施する。・漁業者は，仔アジをパッキングして直販所に出荷する取組を始め，段階的に増やして行く。・漁協は，パッキングした仔アジを出荷する直販所との連絡調整（出荷量，価格等）を行う。 <p>②販路先の開拓</p> <ul style="list-style-type: none">・漁協及び漁業者は，商談会への参加や先進地視察等を行い，市場ではほとんど取り扱われない魚（カタボシイワシ等）について，加工向けの原料としての可能性も含めて新たな販路を開拓する。 <p>④ 度保持対策</p> <ul style="list-style-type: none">・漁協は，地域内で鮮度保持に優れた漁業者の技術（神経締め，氷の打ち方等）を地区内の直販所等への出荷者に普及する機会をもうけ，地区内における漁獲物の鮮度の底上げを図り，魚価の向上を図る。・漁業者は，優れた鮮度保持技術を身につけ漁獲物の鮮度保持の向上に努める。
--------------	--

・漁協及び漁業者は、活魚出荷を含めた新技術（ナノバブル）や関連設備導入（ナノバブル発生装置，活魚水槽等）を検討する。

(2)漁獲量の向上

①小型定置網の改良

・漁業者は、小型定置網の漁具改良により水揚量が大幅に増加したという事例を参考に、当地区でも小型定置網の漁具改良に取り組む。これまで当地区の定置網では、ブリの漁獲は見られていたが、漁具の構造上回遊してきたブリが一旦入網しても、揚網時にはその半分位が逃げていた可能性が示唆される。このため、ブリを対象とした金庫網の設置や登網の改良に順次取り組むことで、最終的にはブリの漁獲量の倍増を見込む。1年目は、2統の小型定置網の改良に取りかかる。

②水産資源の増大

・漁協及び漁業者は、県や市等の関係機関の協力を得ながら、松木魚礁設置，マダイ・ヒラメ種苗放流等を継続して実施する。
・県や市は、広域漁場整備事業における増殖用魚礁設置によって水産資源の増大を図る。また、漁協及び漁業者は造成された増殖用魚礁に、最低2ヶ月間の保護期間を設け水産資源の増大を図る。

(3)販路の強化と拡大

①おさかな市（直販市）の継続開催

・漁協及び漁業者は、地元の港で毎月1回開催しているおさかな市（直販市）を継続して開催する。錦江湾で漁獲される地魚（未利用魚，低利用魚も含む）を一般消費者，特に地元住民に普及することにより、おさかな市で地魚を購入してもらうことはもとより、日常においても漁業者が出荷している地元の農林水産物の直販所でも購入してもらうことで、販路の強化を図る。

②農林水産物の直販所等への出荷

・漁業者及び漁業者は、地元の農林水産物の直販所等への出荷の実績を積み上げ、消費者の地魚に対する認識の向上による消費拡大や、地魚の出荷体制の構築を図る。漁協は、それを基に近隣の直販所ばかりではなくスーパーマーケットとの取引も徐々に拡大するよう努める。

③漁協直営の水産物販売所開設

・漁協は、地元や近隣の直販所等への出荷実績を基に、港湾利用計

	<p>画の変更を見据えながら、産業道路沿いの港湾用地に漁協事務所を併設した漁協直営の水産物販売所（レストランを含む）の新設を検討する。新設するに当たっての検討事項としては、用地の確保に向けた港湾管理者との協議や漁協直営に係る経営方法の内部協議、補助事業導入に関する行政機関との協議等である。</p> <p>(4)その他</p> <p>①ワカメ加工の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、収獲したワカメを乾燥ワカメ等に加工し直販所等に出荷する。漁協は、漁業者がワカメ加工品を出荷する直販所等との連絡調整（出荷量、価格等）を行う。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1)燃油のコスト削減</p> <p>①船底掃除による燃油削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の燃油費向上のため船底清掃を実施し基準年度より消費燃油量7%減とする。漁協は、総会開催時に、漁業者に対して船底掃除による燃油削減の普及啓発を行う。 <p>②減速航行による燃油削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の燃油消費量削減のため減速航行を遵守し基準年度より消費燃油量7%減とする。漁協は、総会開催時に、漁業者に対して減速航行による燃油削減の普及啓発を行う。 <p>(2)出荷のコスト削減</p> <p>①農林水産物の直販所への共同出荷の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、直販所への出荷について、出荷者が共同で行う体制を構築し出荷コストを削減する。直販所に並べる魚は、組合員の簡易な集荷施設でパッキングされ出荷されているが、集荷や出荷の時刻、集荷量と出荷量、運搬方法等について、出荷先の状況に対応した最も出荷コストを押さえられる体制を随時協議する。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域漁場整備事業（水産庁） ・漁業経営セーフティネット構築事業（水産庁） ・地域実践活動取組支援事業（水産庁） ・浜の活力再生支援事業（鹿児島県） ・地域振興推進事業（鹿児島県） ・増養殖振興事業（鹿児島市） ・グリーン・ツーリズム推進事業（鹿児島市）

	・種子島周辺漁業対策事業（JAXA）
--	--------------------

2年目（平成29年度）以下の取組により漁業所得を基準年対比12%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>(1)魚価向上</p> <p>①未利用魚，低利用魚の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は，雑魚の直販所への出荷を継続する。漁獲された雑魚は，船上で氷を打ち鮮度保持する。帰港後は，原則その日のうちに各漁業者が組合員の簡易な集荷施設に運び込み，小分けにしてパッキングし，漁業者が交替で直販所に搬入する。 ・漁協は，漁業者が水揚げした雑魚を出荷する直販所との連絡調整（魚種，出荷量，価格等）を行う。 ・漁協及び漁業者は，一般消費者に馴染みの少ない雑魚の食べ方の普及を継続する。おさかな市（直販市）では，雑魚の試食やレシピの紹介を行うとともに，農林水産物の直販所ではそこでの販売促進イベントに合わせて同様の活動を実施する。 ・漁業者は，仔アジをパッキングして直販所に出荷する取組を始め，段階的に増やして行く。 ・漁協は，パッキングした仔アジを出荷する直販所との連絡調整（出荷量，価格等）を行う。 <p>②販路先の開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は，商談会への参加や先進地視察等を行い，市場ではほとんど取り扱われない魚について，加工向けの原料としての可能性も含めて新たな販路の開拓を継続する。 <p>③鮮度保持対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は，地域内で鮮度保持に優れた漁業者の技術（神経締め，氷の打ち方等）を地区内の直販所等へのお荷者に普及する機会をもうけ，地区内における漁獲物の鮮度の底上げを図り，魚価の向上を図る。 ・漁業者は，優れた鮮度保持技術を身につけ漁獲物の鮮度保持の向上に努める。 ・漁協及び漁業者は，活魚出荷を含めた新技術（ナノバブル）や関連設備導入（ナノバブル発生装置，活魚水槽等）を検討する。
---------------------	---

(2)漁獲量の向上

①小型定置網の改良

・漁業者は、小型定置網の漁具改良の取組を継続する。これまで当地区の定置網では、ブリの漁獲は見られていたが、漁具の構造上回遊してきたブリが一旦入網しても、揚網時にはその半分位が逃げていた可能性が示唆される。このため、ブリを対象とした金庫網の設置や登網の改良に順次取り組むことで、最終的にはブリの漁獲量の増大を見込む。2年目は、1年目に取り組んだ2統の小型定置網の改良に加え残りの1統にも取りかかる。

②水産資源の増大

・漁協及び漁業者は、県や市等の関係機関の協力を得ながら、松木魚礁設置、マダイ・ヒラメ種苗放流等を継続して実施する。

・県や市は、広域漁場整備事業における増殖用魚礁設置によって水産資源の増大を図る。また、漁協及び漁業者は造成された増殖用魚礁に、最低2ヶ月間の保護期間を設け水産資源の増大を図る。

(3)販路の強化と拡大

①おさかな市（直販市）の継続開催

・漁協及び漁業者は、地元の港で毎月1回開催しているおさかな市（直販市）を継続して開催する。錦江湾で漁獲される地魚（未利用魚、低利用魚も含む）を一般消費者、特に地元住民に普及することにより、おさかな市で地魚を購入してもらうことはもとより、日常においても漁業者が出荷している地元の農林水産物の直販所でも購入してもらうことで、販路の強化を図る。

②農林水産物の直販所等への出荷

・漁業者及び漁業者は、地元の農林水産物の直販所等への出荷の実績を積み上げ、消費者の地魚に対する認識の向上による消費拡大や、地魚の出荷体制の構築を継続する。漁協は、それを基に近隣の直販所ばかりではなくスーパーマーケットとの取引も徐々に拡大するよう努める。

③漁協直営の水産物販売所開設

・漁協は、地元や近隣の直販所等への出荷実績を基に、港湾利用計画の変更を見据えながら、産業道路沿いの港湾用地に漁協事務所を併設した漁協直営の水産物販売所（レストランを含む）の新設の検討を継続する。新設するに当たっての検討事項としては、用地の確保に向けた港湾管理者との協議や漁協直営に係る経営方法の内部

	<p>協議，補助事業導入に関する行政機関との協議等である。</p> <p>(4)その他</p> <p>①ワカメ加工の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は，収獲したワカメを乾燥ワカメ等に加工し直販所等に出荷する。漁協は，漁業者がワカメ加工品を出荷する直販所等との連絡調整（出荷量，価格等）を行う。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1)燃油のコスト削減</p> <p>①船底掃除による燃油削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は，漁船の燃油費向上のため船底清掃を実施し基準年度より消費燃油量7%減とする。漁協は，総会開催時に，漁業者に対して船底掃除による燃油削減の普及啓発を行う。 <p>②減速航行による燃油削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は，漁船の燃油消費量削減のため減速航行を遵守し基準年度より消費燃油量7%減とする。漁協は，総会開催時に，漁業者に対して減速航行による燃油削減の普及啓発を行う。 <p>(2)出荷のコスト削減</p> <p>①農林水産物の直販所への共同出荷の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は，直販所への出荷について，出荷者が共同で行う体制を構築し出荷コストを削減する。直販所に並べる魚は，組合員の簡易な集荷施設でパッキングされ出荷されているが，集荷や出荷の時刻，集荷量と出荷量，運搬方法等について，出荷先の状況に対応した最も出荷コストを押さえられる体制を随時協議する。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域漁場整備事業（水産庁） ・漁業経営セーフティネット構築事業（水産庁） ・地域実践活動取組支援事業（水産庁） ・浜の活力再生支援事業（鹿児島県） ・地域振興推進事業（鹿児島県） ・増養殖振興事業（鹿児島市） ・グリーン・ツーリズム推進事業（鹿児島市） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA）

3年目(平成30年度)以下の取組により漁業所得を基準年対比15%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>(1)魚価向上</p> <p>①未利用魚，低利用魚の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者は，雑魚の直販所への出荷を継続する。漁獲された雑魚は，船上で氷を打ち鮮度保持する。帰港後は，原則その日のうちに各漁業者が組合員の簡易な集荷施設に運び込み，小分けにしてパッキングし，漁業者が交替で直販所に搬入する。・漁協は，漁業者が水揚げした雑魚を出荷する直販所との連絡調整（魚種，出荷量，価格等）を行う。・漁協及び漁業者は，一般消費者に馴染みの少ない雑魚の食べ方の普及を継続する。おさかな市（直販市）では，雑魚の試食やレシピの紹介を行うとともに，農林水産物の直販所ではそこでの販売促進イベントに合わせて同様の活動を実施する。・漁業者は，仔アジをパッキングして直販所に出荷する取組を始め，段階的に増やして行く。・漁協は，パッキングした仔アジを出荷する直販所との連絡調整（出荷量，価格等）を行う。 <p>②販路先の開拓</p> <ul style="list-style-type: none">・漁協及び漁業者は，商談会への参加や先進地視察等を行い，市場ではほとんど取り扱われない魚について，加工向けの原料としての可能性も含めて新たな販路の開拓を継続する。 <p>③鮮度保持対策</p> <ul style="list-style-type: none">・漁協は，地域内で鮮度保持に優れた漁業者の技術（神経締め，氷の打ち方等）を地区内の直販所等への出荷者に普及する機会をもうけ，地区内における漁獲物の鮮度の底上げを図り，魚価の向上を図る。・漁業者は，優れた鮮度保持技術を身につけ漁獲物の鮮度保持の向上に努める。・漁協及び漁業者は，活魚出荷を含めた新技術（ナノバブル）や関連設備導入（ナノバブル発生装置，活魚水槽等）を検討する。 <p>(2)漁獲量の向上</p> <p>①小型定置網の改良</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者は，小型定置網の漁具改良の取組を継続する。これまで当
--------------	--

地区の定置網では、ブリの漁獲は見られていたが、漁具の構造上回遊してきたブリが一旦入網しても、揚網時にはその半分位が逃げていた可能性が示唆される。このため、ブリを対象とした金庫網の設置や登網の改良に順次取り組むことで、最終的にはブリの漁獲量の倍増を見込む。これまで取り組んだ3統の小型定置網において、より多くの漁獲が見込めるよう改良を継続する。

②水産資源の増大

- ・漁協及び漁業者は、県や市等の関係機関の協力を得ながら、松木魚礁設置、マダイ・ヒラメ種苗放流等を継続して実施する。
- ・県や市は、広域漁場整備事業における増殖用魚礁設置によって水産資源の増大を図る。また、漁協及び漁業者は造成された増殖用魚礁に、最低2ヶ月間の保護期間を設け水産資源の増大を図る。

(3)販路の強化と拡大

①おさかな市（直販市）の継続開催

- ・漁協及び漁業者は、地元の港で毎月1回開催しているおさかな市（直販市）を継続して開催する。錦江湾で漁獲される地魚（未利用魚、低利用魚も含む）を一般消費者、特に地元住民に普及することにより、おさかな市で地魚を購入してもらうことはもとより、日常においても漁業者が出荷している地元の農林水産物の直販所でも購入してもらうことで、販路の強化を図る。

②農林水産物の直販所等への出荷

- ・漁業者及び漁業者は、地元の農林水産物の直販所等への出荷の実績を積み上げ、消費者の地魚に対する認識の向上による消費拡大や、地魚の出荷体制の構築を継続する。漁協は、それを基に近隣の直販所ばかりではなくスーパーマーケットとの取引も徐々に拡大するよう努める。

③漁協直営の水産物販売所開設

- ・漁協は、地元や近隣の直販所等への出荷実績を基に、港湾利用計画の変更を見据えながら、産業道路沿いの港湾用地に漁協事務所を併設した漁協直営の水産物販売所（レストランを含む）の新設を計画する。新設するに当たっての計画事項としては、用地の確保に向けた港湾管理者との協議や漁協直営に係る経営方法の内部協議、補助事業導入に関する行政機関との協議等である。

	<p>(4)その他</p> <p>①ワカメ加工の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、収獲したワカメを乾燥ワカメ等に加工し直販所等に出荷する。漁協は、漁業者がワカメ加工品を出荷する直販所等との連絡調整（出荷量，価格等）を行う。 <p>②ブルー・ツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、遊漁船登録業者の協力を得ながら、地域の子供達を対象にした体験漁業（定置網漁業，一本釣漁業）を実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1)燃油のコスト削減</p> <p>①船底掃除による燃油削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の燃油費向上のため船底清掃を実施し基準年度より消費燃油量7%減とする。漁協は、総会開催時に、漁業者に対して船底掃除による燃油削減の普及啓発を行う。 <p>②減速航行による燃油削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の燃油消費量削減のため減速航行を遵守し基準年度より消費燃油量7%減とする。漁協は、総会開催時に、漁業者に対して減速航行による燃油削減の普及啓発を行う。 <p>(2)出荷のコスト削減</p> <p>①農林水産物の直販所への共同出荷の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、直販所への出荷について、出荷者が共同で行う体制を構築し出荷コストを削減する。直販所に並べる魚は、組合員の簡易な集荷施設でパッキングされ出荷されているが、集荷や出荷の時刻，集荷量と出荷量，運搬方法等について，出荷先の状況に対応した最も出荷コストを押さえられる体制を随時協議する。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域漁場整備事業（水産庁） ・漁業経営セーフティネット構築事業（水産庁） ・地域実践活動取組支援事業（水産庁） ・浜の活力再生支援事業（鹿児島県） ・地域振興推進事業（鹿児島県） ・増養殖振興事業（鹿児島市） ・グリーン・ツーリズム推進事業（鹿児島市） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA）

4年目(平成31年度)以下の取組により漁業所得を基準年対比17%向上させる。

漁業収入向上 のための取組	<p>(1)魚価向上</p> <p>①未利用魚，低利用魚の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者は，雑魚の直販所への出荷を継続する。漁獲された雑魚は，船上で氷を打ち鮮度保持する。帰港後は，原則その日のうちに各漁業者が組合員の簡易な集荷施設に運び込み，小分けにしてパッキングし，漁業者が交替で直販所に搬入する。・漁協は，漁業者が水揚げした雑魚を出荷する直販所との連絡調整（魚種，出荷量，価格等）を行う。・漁協及び漁業者は，一般消費者に馴染みの少ない雑魚の食べ方の普及を継続する。おさかな市（直販市）では，雑魚の試食やレシピの紹介を行うとともに，農林水産物の直販所ではそこでの販売促進イベントに合わせて同様の活動を実施する。・漁業者は，仔アジをパッキングして直販所に出荷する取組を始め，段階的に増やして行く。・漁協は，パッキングした仔アジを出荷する直販所との連絡調整（出荷量，価格等）を行う。 <p>②販路先の開拓</p> <ul style="list-style-type: none">・漁協及び漁業者は，商談会への参加や先進地視察等を行い，市場ではほとんど取り扱われない魚について，加工向けの原料としての可能性も含めて新たな販路の開拓を継続する。 <p>③鮮度保持対策</p> <ul style="list-style-type: none">・漁協は，地域内で鮮度保持に優れた漁業者の技術（神経締め，氷の打ち方等）を地区内の直販所等への出荷者に普及する機会をもうけ，地区内における漁獲物の鮮度の底上げを図り，魚価の向上を図る。・漁業者は，優れた鮮度保持技術を身につけ漁獲物の鮮度保持の向上に努める。・漁協及び漁業者は，活魚出荷を含めた新技術（ナノバブル）や関連設備導入（ナノバブル発生装置，活魚水槽等）を検討する。 <p>(2)漁獲量の向上</p> <p>①小型定置網の改良</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者は，小型定置網の漁具改良の取組を継続する。これまで当
------------------	--

地区の定置網では、ブリの漁獲は見られていたが、漁具の構造上回遊してきたブリが一旦入網しても、揚網時にはその半分位が逃げている可能性が示唆される。このため、ブリを対象とした金庫網の設置や登網の改良に順次取り組むことで、最終的にはブリの漁獲量の倍増を見込む。これまで取り組んだ3統の小型定置網において、より多くの漁獲が見込めるよう改良を継続する。

②水産資源の増大

- ・漁協及び漁業者は、県や市等の関係機関の協力を得ながら、松木魚礁設置、マダイ・ヒラメ種苗放流等を継続して実施する。
- ・県や市は、広域漁場整備事業における増殖用魚礁設置によって水産資源の増大を図る。また、漁協及び漁業者は造成された増殖用魚礁に、最低2ヶ月間の保護期間を設け水産資源の増大を図る。

(3)販路の強化と拡大

①おさかな市（直販市）の継続開催

- ・漁協及び漁業者は、地元の港で毎月1回開催しているおさかな市（直販市）を継続して開催する。錦江湾で漁獲される地魚（未利用魚、低利用魚も含む）を一般消費者、特に地元住民に普及することにより、おさかな市で地魚を購入してもらうことはもとより、日常においても漁業者が出荷している地元の農林水産物の直販所でも購入してもらうことで、販路の強化を図る。

②農林水産物の直販所等への出荷

- ・漁業者及び漁業者は、地元の農林水産物の直販所等への出荷の実績を積み上げ、消費者の地魚に対する認識の向上による消費拡大や、地魚の出荷体制の構築を継続する。漁協は、それを基に近隣の直販所ばかりではなくスーパーマーケットとの取引も徐々に拡大するよう努める。

③漁協直営の水産物販売所開設

- ・漁協は、地元や近隣の直販所等への出荷実績を基に、港湾利用計画の変更を見据えながら、産業道路沿いの港湾用地に漁協事務所を併設した漁協直営の水産物販売所（レストランを含む）の新設の計画を継続する。新設するに当たっての計画事項としては、用地の確保に向けた港湾管理者との協議や漁協直営に係る経営方法の内部協議、補助事業導入に関する行政機関との協議等である。

	<p>(4)その他</p> <p>①ワカメ加工の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、収獲したワカメを乾燥ワカメ等に加工し直販所等に出荷する。漁協は、漁業者がワカメ加工品を出荷する直販所等との連絡調整（出荷量，価格等）を行う。 <p>②ブルー・ツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、遊漁船登録業者の協力を得ながら、地域の子供達を対象にした体験漁業（定置網漁業，一本釣漁業）を実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1)燃油のコスト削減</p> <p>①船底掃除による燃油削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の燃油費向上のため船底清掃を実施し基準年度より消費燃油量7%減とする。漁協は、総会開催時に、漁業者に対して船底掃除による燃油削減の普及啓発を行う。 <p>②減速航行による燃油削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の燃油消費量削減のため減速航行を遵守し基準年度より消費燃油量7%減とする。漁協は、総会開催時に、漁業者に対して減速航行による燃油削減の普及啓発を行う。 <p>(2)出荷のコスト削減</p> <p>①農林水産物の直販所への共同出荷の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、直販所への出荷について、出荷者が共同で行う体制を構築し出荷コストを削減する。直販所に並べる魚は、組合員の簡易な集荷施設でパッキングされ出荷されているが、集荷や出荷の時刻，集荷量と出荷量，運搬方法等について，出荷先の状況に対応した最も出荷コストを押さえられる体制を随時協議する。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業（水産庁） ・地域実践活動取組支援事業（水産庁） ・浜の活力再生支援事業（鹿児島県） ・地域振興推進事業（鹿児島県） ・増養殖振興事業（鹿児島市） ・グリーン・ツーリズム推進事業（鹿児島市） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA）

5年目(平成32年度)以下の取組により漁業所得を基準年対比20%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>(1)魚価向上</p> <p>①未利用魚，低利用魚の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者は，雑魚の直販所への出荷を継続する。漁獲された雑魚は，船上で氷を打ち鮮度保持する。帰港後は，原則その日のうちに各漁業者が組合員の簡易な集荷施設に運び込み，小分けにしてパッキングし，漁業者が交替で直販所に搬入する。・漁協は，漁業者が水揚げした雑魚を出荷する直販所との連絡調整（魚種，出荷量，価格等）を行う。・漁協及び漁業者は，一般消費者に馴染みの少ない雑魚の食べ方の普及を継続する。おさかな市（直販市）では，雑魚の試食やレシピの紹介を行うとともに，農林水産物の直販所ではそこでの販売促進イベントに合わせて同様の活動を実施する。・漁業者は，仔アジをパッキングして直販所に出荷する取組を始め，段階的に増やして行く。・漁協は，パッキングした仔アジを出荷する直販所との連絡調整（出荷量，価格等）を行う。 <p>②販路先の開拓</p> <ul style="list-style-type: none">・漁協及び漁業者は，商談会への参加や先進地視察等を行い，市場ではほとんど取り扱われない魚について，加工向けの原料としての可能性も含めて新たな販路の開拓を継続する。 <p>③鮮度保持対策</p> <ul style="list-style-type: none">・漁協は，地域内で鮮度保持に優れた漁業者の技術（神経締め，氷の打ち方等）を地区内の直販所等への出荷者に普及する機会をもうけ，地区内における漁獲物の鮮度の底上げを図り，魚価の向上を図る。・漁業者は，優れた鮮度保持技術を身につけ漁獲物の鮮度保持の向上に努める。・漁協及び漁業者は，活魚出荷を含めた新技術（ナノバブル）や関連設備（ナノバブル発生装置，活魚水槽等）を試験的に導入する。 <p>(2)漁獲量の向上</p> <p>①小型定置網の改良</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者は，小型定置網の漁具改良の取組を継続する。これまで当
--------------	--

地区の定置網では、ブリの漁獲は見られていたが、漁具の構造上回遊してきたブリが一旦入網しても、揚網時にはその半分位が逃げていた可能性が示唆される。このため、ブリを対象とした金庫網の設置や登網の改良に順次取り組むことで、最終的にはブリの漁獲量の倍増を見込む。これまで取り組んだ3統の小型定置網において、より多くの漁獲が見込めるよう改良を継続する。

②水産資源の増大

- ・漁協及び漁業者は、県や市等の関係機関の協力を得ながら、松木魚礁設置、マダイ・ヒラメ種苗放流等を継続して実施する。
- ・県や市は、広域漁場整備事業における増殖用魚礁設置によって水産資源の増大を図る。また、漁協及び漁業者は造成された増殖用魚礁に、最低2ヶ月間の保護期間を設け水産資源の増大を図る。

(3)販路の強化と拡大

①おさかな市（直販市）の継続開催

- ・漁協及び漁業者は、地元の港で毎月1回開催しているおさかな市（直販市）を継続して開催する。錦江湾で漁獲される地魚（未利用魚、低利用魚も含む）を一般消費者、特に地元住民に普及することにより、おさかな市で地魚を購入してもらうことはもとより、日常においても漁業者が出荷している地元の農林水産物の直販所でも購入してもらうことで、販路の強化を図る。

②農林水産物の直販所等への出荷

- ・漁業者及び漁業者は、地元の農林水産物の直販所等への出荷の実績を積み上げ、消費者の地魚に対する認識の向上による消費拡大や、地魚の出荷体制の構築を継続する。漁協は、それを基に近隣の直販所ばかりではなくスーパーマーケットとの取引も徐々に拡大するよう努める。

③漁協直営の水産物販売所開設

- ・漁協は、地元や近隣の直販所等への出荷実績を基に、港湾利用計画の変更を見据えながら、産業道路沿いの港湾用地に漁協事務所を併設した漁協直営の水産物販売所（レストランを含む）を新設する。新設するに当たっては、地元の行政機関と情報の共有化を図りながら、湾利用計画の変更の手続きを行い、各種補助事業を導入し実施する。

	<p>(4)その他</p> <p>①ワカメ加工の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、収獲したワカメを乾燥ワカメ等に加工し直販所等に出荷する。漁協は、漁業者がワカメ加工品を出荷する直販所等との連絡調整（出荷量，価格等）を行う。 <p>②ブルー・ツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、遊漁船登録業者の協力を得ながら、地域の子供達を対象にした体験漁業（定置網漁業，一本釣漁業）を実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1)燃油のコスト削減</p> <p>①船底掃除による燃油削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の燃油費向上のため船底清掃を実施し基準年度より消費燃油量7%減とする。漁協は、総会開催時に、漁業者に対して船底掃除による燃油削減の普及啓発を行う。 <p>②減速航行による燃油削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の燃油消費量削減のため減速航行を遵守し基準年度より消費燃油量7%減とする。漁協は、総会開催時に、漁業者に対して減速航行による燃油削減の普及啓発を行う。 <p>(2)出荷のコスト削減</p> <p>①農林水産物の直販所への共同出荷の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、直販所への出荷について、出荷者が共同で行う体制を構築し出荷コストを削減する。直販所に並べる魚は、組合員の簡易な集荷施設でパッキングされ出荷されているが、集荷や出荷の時刻，集荷量と出荷量，運搬方法等について，出荷先の状況に対応した最も出荷コストを押さえられる体制を随時協議する。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業（水産庁） ・地域実践活動取組支援事業（水産庁） ・浜の活力再生支援事業（鹿児島県） ・地域振興推進事業（鹿児島県） ・増養殖振興事業（鹿児島市） ・グリーン・ツーリズム推進事業（鹿児島市） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA）

(4) 関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県鹿児島地域振興局，鹿児島市農林水産部 地元の行政機関と情報の共有化を図りながら，各種補助事業を取り入れ，取組が実行され成果が上がるよう努める。 ・鹿児島県水産技術開発センター 未利用魚・低利用魚は加工原料としての可能性について，養殖ワカメは養殖・加工・流通について，技術的な指導を仰ぐ。 ・都市農村交流センターお茶の里（農林水産物の直販所） 水産物の出荷・販売に関して協力して実施する。
--

4 目 標

(1) 数値目標

漁業所得の向上 %以上	基準年	総漁業所得	円
	目標年	総漁業所得	円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※ 算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し，必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
・広域漁場整備事業	・増殖用魚礁を設置し水産資源の維持・回復を図るとともに，漁場の造成により漁獲量の向上を目指す。
・漁業経営セーフティーネット構築事業（水産庁）	・漁業用燃油価格の高騰に備え，コストの増大に対応する。
・地域実践活動取組支援事業（水産庁）	・おさかな市（直販市）や直販所において，販売促進活動を実施するとともに，6次産業化へ取組を促進し，販路の強化と拡大を図る。
・浜の活力再生支援事業（鹿児島県）	・6次産業化へ取組を促進し，販路の強化と拡大を図る。

・地域振興推進事業（鹿児島県）	・6次産業化へ取組を促進するためのソフト事業やハード事業を行う。
・増養殖振興事業（鹿児島市）	・松木魚礁を投入しアジ・タイ類等の水産資源の保護・増殖を図る。
・グリーン・ツーリズム推進事業（鹿児島市）	・既存の漁協施設を利用した簡易な水産物販売所を開設するための施設整備を行う。
・種子島周辺漁業対策事業（JAXA）	・漁協直営の直販所を整備する。

※ 関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄の記載により、関連施設の実施を確約するものではない。

※ 具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。